

A O I 国際福祉専門学校

学 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき、介護福祉の教育を施し、社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、AOI国際福祉専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は、茨城県土浦市荒川沖西1丁目1番21号におく。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

(課程、学科、修業年限及び収容定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員及び学級数は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	総学級数
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科	昼	2年	80	160	4クラス

(学 年)

第6条 本校の学年は、次のとおりとする。

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 本校の学期は、次のとおりとする

(1) 前 期 4月1日から9月30日まで

(2) 後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日等)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更又は臨時に定めることができる。

専門課程 介護福祉学科

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) その他、校長が定めた期間

(教育課程、授業時数)

第9条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表第1のとおりとし、全て履修することとする。

(授業の終始時刻)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、原則として午前9時、午後4時20分とする。

(授業時数の単位数への換算)

第11条 単位については専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の基準によるものとし、1単位の時間数を次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間数をもって、1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲内で定める時間数をもって1単位とする。
- (3) 学外実習については、40時間から45時間の範囲で定める時間数をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業制作については、これに必要な学習等を考慮して単位数を定めることができる。

(成績評価及び認定)

第12条 授業科目の成績評価は、試験、学習状況、実習の成果等により学期末に行い、各科目の成績判定基準に基づき単位を認定する。

但し、各教科目中、出席時数が規定時数の3分の2に達しない者（介護実習等については、規定時数の5分の4に達しない者）は、その科目についての評価を受けることができない。

2 本校において必要と認めた場合は、追試・再試を行う。

(授業科目以外の履修認定)

第13条 専修学校設置基準第10条、第11条、第12条に定められた他の専修学校における授業科目の履修等及び専修学校以外の教育施設等における学修を本校の授業科目の履修とみなす時は、教務委員会の議を経て認定する。

2 教務委員会に関する事項は、校長が別に定める。

(教職員)

第14条 本校に次の教職員を置く。

- ① 校長 1名
- ② 教員 5名以上
- ③ 事務職員 1名以上
- ④ 学校医 1名

- 2 第1項第1号から第3号に掲げる教職員は、専任でなければならない。
- 3 本校には、第1項および第2項に掲げる教職員の他、必要な教職員等を置くことができる。

(職 務)

第15条 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

- 2 教員は、学生の教育をつかさどる。
- 3 事務職員は、事務に従事する。
- 4 学校医は、学校保健法（昭和33年法律第53号）第22条の規定に基づき学校における保健管理に関する専門的事項をつかさどる。

(入 学)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 入学資格は、次のとおりとする。

専門課程は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業したもの又は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令11号。以下「施行規則」という。)第183条に規定する者。

- 3 本校に入学しようとする者は、所定の入学願書を所定の期日までに提出しなければならない。
- 4 入学者の選考は、書類審査・面接・作文の全てあるいは一部の試験を実施し、その可否は入学者選考会議の議を経て校長が決定する。

(転入学、再入学)

第17条 本校への転学、再入学を希望する者がある場合は、校長が定める入学試験を実施し、その可否は教職員会議の議を経て、入学を許可することができる。

(退学、転学)

第18条 退学、転学しようとする者は、所定の用紙にその事由を具して、校長に願い出なければならない。

(休学、復学)

第19条 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって、7日以上休学する場合は、その事由を記し、診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(在学年数)

第20条 教育・社会福祉専門課程 介護福祉学科の修業年限は2年とし、4年まで在学することができる。

ただし、同一学年に在学できる年数は原則として2年を限度とする。

(卒業)

第 21 条 校長は所定の課程を修了した者には、成績評価の上、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第 22 条 前条により、教育・社会福祉専門課程 介護福祉学科を修了した者には専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

(学生納付金)

第 23 条 本校の学生納付金は、別表 2 のとおりとする。

- 2 入学金は、合格通知受領後所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 授業料及び設備維持費は、本校に在籍する間は、出席の有無にかかわらず、毎年 8 月および 3 月の所定の期日に 2 期分納で納入しなければならない。尚、実習費は別途徴収するものとする。前期あるいは後期の全ての期間を通して休学する場合は徴収しない。
- 4 授業料等の学生納付金は、止むを得ない理由のあるときは期限を定めて延納または分納を認めることがある。
- 5 既納の学生納付金は返還しない。但し、特別の事由があると校長が認めた場合には、その全部又は一部を返還する。
- 6 入学検定料は、第 16 条第 3 項に規定する入学願書提出の際に納入するものとする。

(表彰)

第 24 条 校長は、成績、性行ともに優れ、他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第 25 条 校長は、学生が、学則およびその他本校の定める諸規定を守らず、又はその本分に反した行為があり、教育上必要があると認めるときは、当該学生に懲戒を加えることができる。

- 2 前項に規定する懲戒は、訓告、停学、退学の 3 種とする。
- 3 懲戒に該当する事項については、A O I 国際福祉専門学校学生懲戒規程に則り手続きを行う。
- 4 第 2 に規定する退学の処分は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく出席が常ではない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (5) 故意に学校の諸設備を破損、損傷させた者
なお、この者は諸設備の復元義務を負う
 - (6) 学費の納付を怠り督促を受けてなお納入しない者

(健康診断)

第 26 条 健康診断は、毎年 1 回実施する。

(委任規定)

第 27 条 この学則の実施に関し必要な事項は、校長が別途定める。

付 則

この学則は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この学則は令和 元年 8 月 1 日より施行する。

付 則

この学則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この学則は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

学校法人 A O I 国際学院

A O I 国際福祉専門学校

理事長 新 谷 正 子

別表第 1

第 9 条 教育課程、授業時数

領域	教育内容	授業科目	授業時間		
			1 年次	2 年次	合 計
人間 と 社会	人間の尊敬と自立	人間の理解Ⅰ	30		30
	人間関係とコミュニケーション	人間の理解Ⅱ	30	30	60
	社会の理解	社会の理解A	30		30
		社会の理解B	30		30
	人間と社会に関する選択科目	レクリエーション	30		30
		手話	30		30
		情報科学演習		30	30
		社会常識		30	30
介護	介護の基本	介護の基本Ⅰ	60		60
		介護の基本Ⅱ	60		60
		介護の基本Ⅲ		60	60
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術Ⅰ	30		30
		コミュニケーション技術Ⅱ		30	30
	生活支援技術	生活支援技術A	60		60
		生活支援技術B	60		60
		生活支援技術C	60		60
		生活支援技術D		60	60
		生活支援技術E		60	60
	介護過程	介護過程Ⅰ	30		30
		介護過程Ⅱ	60		60
		介護過程Ⅲ		60	60
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	40		40
		介護総合演習Ⅱ	40		40
		介護総合演習Ⅲ		40	40

領域	教育内容	授業科目	授業時間		
			1 年次	2 年次	合 計
介護	介護実習	介護実習Ⅰ	120		120
		介護実習Ⅱ	120		120
		介護実習Ⅲ		210	210
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	30		30
		こころとからだのしくみⅡ	60		60
		こころとからだのしくみⅢ		30	30
	発達と老化の理解	発達と老化の理解Ⅰ	30		30
		発達と老化の理解Ⅱ	30		30
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	30		30
		認知症の理解Ⅱ		30	30
	障害の理解	障害の理解Ⅰ	30		30
		障害の理解Ⅱ		30	30
医療的ケア	医療的ケア	講義演習		50	50
		演習		25	25
独自開講科目	介護福祉士国家試験対策			160	160
	卒業研究			60	60
合 計			1,130	995	2,125

別表 2

第 23 条 本校の学生納付金

(単位 円)

年 次		入学金	授業料	教材費	設備維持費	小 計	年次合計
1 年次	前 期	100,000	330,000	30,000	50,000	510,000	920,000
	後 期	0	330,000	30,000	50,000	410,000	
2 年次	前 期	0	330,000	30,000	50,000	410,000	820,000
	後 期	0	330,000	30,000	50,000	410,000	
2 年間合計		100,000	1,320,000	120,000	200,000		1,740,000

(注) 入学検定料は 20,000 円とする。